

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/050/010/20161226132125.html">http://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/050/010/20161226132125.html</a>

執行機関名 昭島市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭島市児童育成手当条例(昭和46年昭島市条例第28号)による児童に係る児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表第1の1の項 昭島市児童育成手当条例(昭和46年昭島市条例第28号)による児童に係る児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	昭島市児童育成手当条例第1条及び第4条第2号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第317号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、昭島市の区域内に住所を有するもの(第5条の2において「支給対象者」という。)に支給する。 (省略) (2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの
⑦独自利用事務の関連規範		昭島市児童育成手当条例(昭和46年昭島市条例第28号) 昭島市児童育成手当条例施行規則(昭和46年規則第16号)